

会社法 I 期末試験

<注意事項>

- 学生IDのマークの際には、次の点に注意すること。
 - ・学生IDの0と1を間違えてマークする学生が多いので、注意すること。
 - ・学生IDが8桁の学生は、下2桁は*をマークすること。
- マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

[第1問] (配点: 5点)

株主の地位に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 株主は株式会社の出資者であることから、会社に対して、いつでも、出資財産の払戻しを請求することができる。
- イ) 株式会社の出資者としての地位のことを株式という。株式会社では出資者相互の信頼関係が重要であることから、株式を譲渡するためには会社の承認を要するということが会社法のルール原則とされる。
- ウ) 会社法104条は、「株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。」と定める。同条のルールによれば、100万円を出資して会社の株主になった者は、会社に対して債権を有しているが会社から弁済を受けられなかった者に対して、責任を負うことはない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

株式会社の機関設計に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株式会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。
- イ) 大会社は、取締役会を置かなければならない。
- ウ) 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

株主総会の招集や議事に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役の任期が2年であれば、ある事業年度の終了後に株主総会で特に決議すべきことがない場合もありうる。その場合、会社は、株主総会を招集する必要はない。
- イ) 株主総会での採決の方法について会社法に定めはなく、拍手によって採決をすることも適法である。
- ウ) 取締役等が会社法314条の定める説明義務を負う場合、取締役等は、株主が目的事項を合理的に判断するために客観的に必要な範囲で説明をすれば足りる。ここでいう「株主」としては、質問者ではなく、平均的な株主が基準とされる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

株主総会の決議に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株主は、株主総会において、原則として、その有する株式1株につき1個の議決権を有する。
- イ) 役員を選任および解任の場合を除いて、株主総会の普通決議の定足数は定款で排除することができる。
- ウ) 株主総会の決議について特別の利害関係を有する株主は、当該決議の際に議決権を行使することができない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

株主の議決権行使に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、会社からみて好ましくないと判断される株主が議決権を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人（なんびと）かに供与する行為は、会社法120条の禁止する利益供与に該当する。
- イ) 株主数が1000人以上の株式会社は、株主に書面投票と電子投票を認めなければならない。
- ウ) 判例によれば、議決権行使の代理人は株主に限る旨の定款の規定をP会社が定めている場合に、P会社の株主であるA会社とその従業員であるBを代理人として株主総会に出席させ、議決権を行使させることは、BがP会社の株式を有しない限り、そのような定款規定に違反する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

株主提案権に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

会社法303条2項によれば、取締役会設置会社において、総株主の議決権の（ア）の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、株主総会の日から8週間前までに、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。

会社法304条によれば、株主は、株主総会において、（イ）を提出することができる。

会社法305条1項によれば、取締役会設置会社において、総株主の議決権の（ア）の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求することができる。この請求による株主への通知の費用は（ウ）が負担する。

- | | | |
|------------------------|--------|------|
| 1. ア＝1%以上の議決権または300個以上 | イ＝目的事項 | ウ＝株主 |
| 2. ア＝1%以上の議決権または300個以上 | イ＝議案 | ウ＝会社 |
| 3. ア＝1%以上の議決権または300個以上 | イ＝目的事項 | ウ＝会社 |
| 4. ア＝3%以上 | イ＝議案 | ウ＝会社 |
| 5. ア＝3%以上 | イ＝目的事項 | ウ＝株主 |
| 6. ア＝3%以上 | イ＝議案 | ウ＝株主 |

〔第7問〕（配点：5点）

株主総会の決議の効力を争う方法に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

ア) 株主総会の招集の手續が法令に違反する場合、その決議の効力を争うためには、提訴期間内に決議の取消しの訴えを提起しなければならない。

イ) 株主総会の決議の無効の確認の訴えに係る請求を認容する確定判決は、訴訟の当事者に対してだけ効力を有する。

ウ) 株主総会の決議の不存在は、決議の不存在の確認の訴え以外の方法でも主張することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第8問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各場合のうち、株主総会決議が無効とされる場合および不存在とされる場合だけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) からウ) までの各場合には、決議が無効とされる場合だけが含まれることや、不存在とされる場合だけが含まれることもありうる。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) P 会社の株主は全部で5人いる。P 会社の株主総会で、それらの株主のうち、持株数が上位3名の株主にだけ剰余金の配当を行う旨の決議がされた。
- イ) Q 会社は取締役会設置会社である。Q 会社の株主総会の招集の決定が、取締役会で行われず、代表取締役だけで行われた
- ウ) R 会社は株主総会で A が取締役に選任された旨の株主総会議事録を作成した。しかし、実際にはそのような株主総会は開催されていなかった。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第9問〕（配点：5点）

重要な業務執行に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社法 362 条 4 項は、取締役会が取締役に委任することができない重要な業務執行を限定列挙している。
- イ) 判例によれば、会社法 362 条 4 項によって取締役会が取締役に委任することができないとされる事項を代表取締役が取締役会の決定を経ずに行った場合、その行為は相手方に悪意または過失があった場合に限って無効である。
- ウ) 判例によれば、会社法 362 条 4 項によって取締役会が取締役に委任することができないとされる事項を代表取締役が取締役会の決定を経ずに行ったことを理由とする行為の無効は、会社からも相手方からも主張することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

株式会社の代表に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

P会社は、代表取締役ではない取締役Aに「社長」という名称を付した。Aは、「社長」という名称を相手方に示してP会社を代表して取引をした。このようなAの代表行為は、（ア）である。

Q会社は、取締役会規程を定め、代表取締役がQ会社を代表して不動産の売買を行う際には必ず取締役会の承認を要することにした。Q会社の代表取締役Bは、取締役会の承認を受けずにQ会社を代表して土地を購入する契約を締結した。このようなBの代表行為は、（イ）である。

R会社の代表取締役Cは、R会社を代表して銀行から金銭を借り入れた。しかし、この金銭の借入れは、借り入れた金銭をR会社が用いるためではなく、C個人の債務の返済に充てるために行われたものであった。このようなCの代表行為は、（ウ）である。

1. ア＝代表権の制限に反する行為 イ＝代表権の濫用
 ウ＝表見代表取締役による行為
2. ア＝代表権の制限に反する行為 イ＝表見代表取締役による行為
 ウ＝代表権の濫用
3. ア＝代表権の濫用 イ＝代表権の制限に反する行為
 ウ＝表見代表取締役による行為
4. ア＝代表権の濫用 イ＝表見代表取締役による行為
 ウ＝代表権の制限に反する行為
5. ア＝表見代表取締役による行為 イ＝代表権の制限に反する行為
 ウ＝代表権の濫用
6. ア＝表見代表取締役による行為 イ＝代表権の濫用
 ウ＝代表権の制限に反する行為

〔第11問〕（配点：5点）

株式会社の監督に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役会は、取締役の職務の執行を監督する。通説によれば、取締役会による監督は妥当性だけを基準として行われるのであり、適法性は基準とはされない。
- イ) 会社法は、一定の大企業に社外取締役の選任を義務付ける。
- ウ) AはP会社の従業員であったが、P会社の取締役に選任されると同時に従業員を退職した。AはP会社の従業員ではなくなったため、P会社の社外取締役に該当する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

監査役・会計監査人に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- イ) 取締役会設置会社において、監査役の選任議案の内容は取締役会が決定するが、その議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。
- ウ) 監査役会が設置された場合、監査役会が監査の方針等を決定するため、監査役の独任制は認められない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

取締役の注意義務に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

会社法330条によれば、会社と取締役の関係は、（ア）に関する規定に従うため、取締役は会社に対して善良な管理者の注意をもって職務を行う義務（注意義務）を負うことになる。判例によれば、経営上の専門的判断にゆだねられている事項に関する決定を取締役がした場合、その決定の過程、内容（イ）限り、注意義務に違反するものではない。また、判例は、取締役会は業務執行を監督する地位にあるから、取締役は取締役会に上程された事柄について（ウ）監視する職務を有するとする。

1. ア＝雇用　イ＝が合理的である
ウ＝だけ
2. ア＝雇用　イ＝に著しく不合理な点がない
ウ＝だけ監視するにとどまらず、業務執行一般につき
3. ア＝雇用　イ＝が合理的である
ウ＝だけ監視するにとどまらず、業務執行一般につき
4. ア＝委任　イ＝に著しく不合理な点がない
ウ＝だけ監視するにとどまらず、業務執行一般につき
5. ア＝委任　イ＝が合理的である
ウ＝だけ
6. ア＝委任　イ＝に著しく不合理な点がない
ウ＝だけ

〔第14問〕（配点：5点）

役員等の任務懈怠責任に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 役員等の任務懈怠責任が発生する要件として会社法423条1項に明示的に規定されるものは、役員等の任務懈怠、会社の損害、および、因果関係であり、これらの要件の証明責任は、責任を追及する側が負う。
- イ) 一般に、役員等に帰責事由があることも、任務懈怠責任が発生する要件であると考えられており、帰責事由の存在についての証明責任は、責任を追及する側が負うと考えられている。
- ウ) 判例は、取締役が法令違反行為を行った場合、そのことによって取締役は任務を怠ったことになるとする一方で、これを理由に取締役が任務懈怠責任を負うには、法令違反行為について取締役に故意または過失があることを要するものとする。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

取締役の報酬等に関する会社法の規制に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 使用人兼務取締役が会社から支給される使用人としての給与は、会社法の規制の対象である「報酬等」に該当する。
- イ) 会社が金銭ではなくその会社の株式を報酬として取締役に与える場合、そのような株式は、会社法の規制の対象である「報酬等」に該当しない。
- ウ) 判例によれば、取締役の退職慰労金について、支給基準を示して、具体的な金額等をその基準によって定めるべきものとして、その決定を取締役会に一任することを決議することは、会社法の規制には違反しない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

会社法 356 条 1 項 2 号・3 号に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。（解答番号 1 6 の解答マーク欄にマークせよ）

一般に、会社法 356 条 1 項 2 号が定める取引は直接取引、同項 3 号が定める取引は間接取引と呼ばれる。同項 2 号は「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。」と規定しており、そこでいう「自己又は第三者のために」とは、通説によれば「自己または第三者の（ア）」という意味である。また、下に記す①～③のうちでは、（イ）が P 会社にとって間接取引に該当する。会社法 423 条 3 項によれば、直接取引または間接取引（ウ）ときは、取締役はその任務を怠ったものと推定される。

①P 会社の取締役 A が、自ら、P 会社と取引する場合

②P 会社の取締役 B が、Q 会社の代表取締役を兼ねており、Q 会社を代表して P 会社と取引をする場合

③P 会社の代表取締役 C が R 銀行から金銭を借入れ、その借入債務について、C が P 会社を代表して R 銀行との間で保証契約を締結する場合

- | | | |
|----------|-------|-----------------|
| 1. ア＝計算で | イ＝②と③ | ウ＝によって会社に損害が生じた |
| 2. ア＝計算で | イ＝③ | ウ＝を必要な承認を受けずにした |
| 3. ア＝計算で | イ＝②と③ | ウ＝を必要な承認を受けずにした |
| 4. ア＝名で | イ＝③ | ウ＝を必要な承認を受けずにした |
| 5. ア＝名で | イ＝②と③ | ウ＝によって会社に損害が生じた |
| 6. ア＝名で | イ＝③ | ウ＝によって会社に損害が生じた |

〔第17問〕（配点：5点）

会社法 356 条 1 項 1 号は「取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。」と規定し、そのような取引は一般に競業取引と呼ばれる。競業取引に関する会社法の規制に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 17 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社法 356 条 1 項 1 号にいう「自己又は第三者のために」とは、通説によれば、「自己または第三者の名で」という意味である。
- イ) 会社が現に行っている事業と同じ事業の取引を取締役がすることだけではなく、会社が開業の準備をしている事業と同じ事業の取引を取締役がすることも、競業取引に関する規制の対象になる。
- ウ) 会社法が要求する承認を得ずに行われた競業取引は、無効である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

株主代表訴訟に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 18 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、株主代表訴訟で追及できる取締役の責任には、取締役の地位にもとづく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれる。
- イ) 株主代表訴訟は原告株主が会社のために提起した訴訟であり、和解は責任の免除に実質的に等しいため、株主代表訴訟を和解によって終結させることはできない。
- ウ) P 会社の株主 A が取締役 B の任務懈怠責任を追及する株主代表訴訟を提起して勝訴した場合、B は A に対して損害賠償金を支払わなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

役員等の第三者に対する責任について定める会社法429条1項に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

判例によれば、会社法429条1項の責任を追及する第三者としては、（ア）。同項で問題になる第三者の損害にはいわゆる直接損害と間接損害があり、後記の①と②では、（イ）が直接損害にあたる。判例は、SはかつてP会社の取締役であったところ、すでに取締役を辞任していたが、P会社はSについて辞任の登記をしていなかったという事案で、P会社が辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることについてSが（ウ）を与えていた場合、Sは会社法429条1項の責任を負うとした。

①A会社の代表取締役Yが、友人が経営するB会社に対して、回収見込みがないことを知りつつ貸付けを行い、その後、当該貸付金が回収できなかったことからA会社も債務超過におちいり、そのことによって、A会社の債権者Xの債権が回収不能になったことによるXの損害

②A会社の代表取締役Yが、代金支払の見込みがないことを知りつつA会社を代表してXから商品を仕入れ、その後、A会社が倒産して代金の支払いが行われなかったことによるXの損害

1. ア＝任務懈怠に関する悪意・重過失を主張・立証すればよい
イ＝① ウ＝承諾
2. ア＝任務懈怠に関する悪意・重過失を主張・立証すればよい
イ＝② ウ＝明示的な承諾
3. ア＝任務懈怠に関する悪意・重過失を主張・立証すればよい
イ＝① ウ＝明示的な承諾
4. ア＝自己への加害に関する悪意・重過失を主張・立証しなければならない
イ＝② ウ＝明示的な承諾
5. ア＝自己への加害に関する悪意・重過失を主張・立証しなければならない
イ＝① ウ＝承諾
6. ア＝自己への加害に関する悪意・重過失を主張・立証しなければならない
イ＝② ウ＝承諾

〔第20問〕（配点：5点）

取締役の責任の免除等に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 業務を執行する取締役も、責任限定契約による任務懈怠責任の一部免除を受けることができる。
- イ) 取締役が納付すべき罰金および課徴金について、会社法が定める補償契約にもとづいて会社が補償することはできない。
- ウ) 役員等賠償責任保険契約は、取締役の会社に対する責任による損害賠償金についても取締役が保険金の支払いを受けられるよう定めることが可能である。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

〔第1問〕 3 〔第2問〕 3 〔第3問〕 5 〔第4問〕 4 〔第5問〕 1
〔第6問〕 2 〔第7問〕 6 〔第8問〕 6 〔第9問〕 2 〔第10問〕 5
〔第11問〕 2 〔第12問〕 4 〔第13問〕 4 〔第14問〕 6 〔第15問〕 3
〔第16問〕 6 〔第17問〕 2 〔第18問〕 1 〔第19問〕 2 〔第20問〕 5